

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和元年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

#### 1 和解の相手方

甲 岡山県勝田郡奈義町 個人

乙 八頭郡智頭町 個人

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金282,960円を甲に、955,800円を乙に、それぞれ支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金27,885円を甲に支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

平成30年11月9日

##### (2) 事故発生場所

鳥取市用瀬町川中地内

(3) 事故の状況

鳥取県智頭警察署所属の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方甲所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。

また、追突したはずみで、当該小型乗用自動車が、前方の和解の相手方乙所有の普通特種自動車（キャンピングトレーラー）に追突し、双方の車両が破損したものである。